

1 申告納税制度と賦課課税制度〔P13〕

納付すべき税額の確定の方式には、申告納税制度と賦課課税制度の2つがあります。

(1) 申告納税制度〔P13〕

納税者が自分でその所得金額や納付すべき税額を正しく計算し、それに基づいて申告し納付するという制度です。

これは、自分の所得の状況を最もよく知っている納税者が、自らの責任において申告し納付することから、民主的な制度といえます。

戦前は賦課課税制度が採られていましたが、昭和22年度の税制改正で、申告納税制度が所得税、法人税及び相続税に導入され、現在では、国税のほとんどについてこの制度が採用されています。

地方税でも、法人の住民税、法人の事業税、自動車税（環境性能割）などに申告納税制度が採用されています。

(2) 賦課課税制度〔P14〕

税務官庁によって、納付すべき税額が決定される制度をいいます。

現在では、個人の住民税、個人の事業税、固定資産税、不動産取得税、自動車税（種別割）などに賦課課税制度が採用されています。

2 青色申告制度〔P15〕

申告納税制度が適正に機能するためには、納税者の継続的で正しい記帳がその基盤になければなりません。青色申告制度は、このような基盤を築いていくため、昭和25年に、シャウプ勧告に基づく税制の全面的な改革の一環として創設された制度です。

この制度の内容は、事業を行っている個人や法人が帳簿書類を備え付け、取引を正確に記録するように奨励するため、青色申告を選択した方に対し一定の帳簿書類の備付けと記帳を義務付けるとともに、種々の特典を与えるというものです。

現在、この制度は納税者の間に定着してきており、青色申告者の数は、令和4年分において個人では約769万人となっています。

3 白色申告者に対する記帳・帳簿等の保存制度等〔P16〕

申告納税制度の定着と課税の公平の一層の推進を図るため、次のような制度が設けられています。

(1) 記帳・帳簿等の保存制度〔P16〕

事業所得等（事業所得、不動産所得及び山林所得）を生ずべき業務を行う全ての方（所得税及び復興特別所得税の申告の必要がない方を含みます。）は、帳簿を備え付けて収入金額や必要経費に関する事項を記帳するとともに、帳簿や書類を保存する必要があります。

(2) 収支内訳書添付制度〔P17〕

事業所得等のある方で、確定申告書を提出する方は、収支内訳書を添付しなければなりません。

(3) 総収入金額報告書提出制度〔P17〕

確定申告書を提出しなくてもよい方でも、事業所得等の総収入金額の合計額が3,000万円を超える場合は、総収入金額報告書を提出しなければなりません。

4 源泉徴収制度〔P17〕

所得税は、所得者自身、つまり納税者がその年の所得金額とこれに対する所得税額を計算し、これらを自主的に申告し納付する申告納税

制度を採用していますが、これと併せて、利子、配当、給与等の支払者である源泉徴収義務者がそれらを支払う際に所得税額を天引きして国に納付する源泉徴収制度が採用されています。

この天引きされた税額は、原則として、確定申告をする際に所得税額から差し引かれます。ただし、給与については、年末調整という手続を通じて、年間の給与について納めなければならない税額と天引きされた税額との過不足額の精算が行われますので、大部分の給与所得者は改めて確定申告をする必要はないこととなります。

また、利子については原則として源泉分離課税の対象とされていますので、通常は源泉徴収だけで課税関係が終了することとなります。

このように源泉徴収制度は、国の徴収事務の簡素化、能率化の目的にかなった制度であるだけでなく、納税者、特に給与所得者にとっても、申告・納付の手間が省け便利で合理的な制度であるといえます。